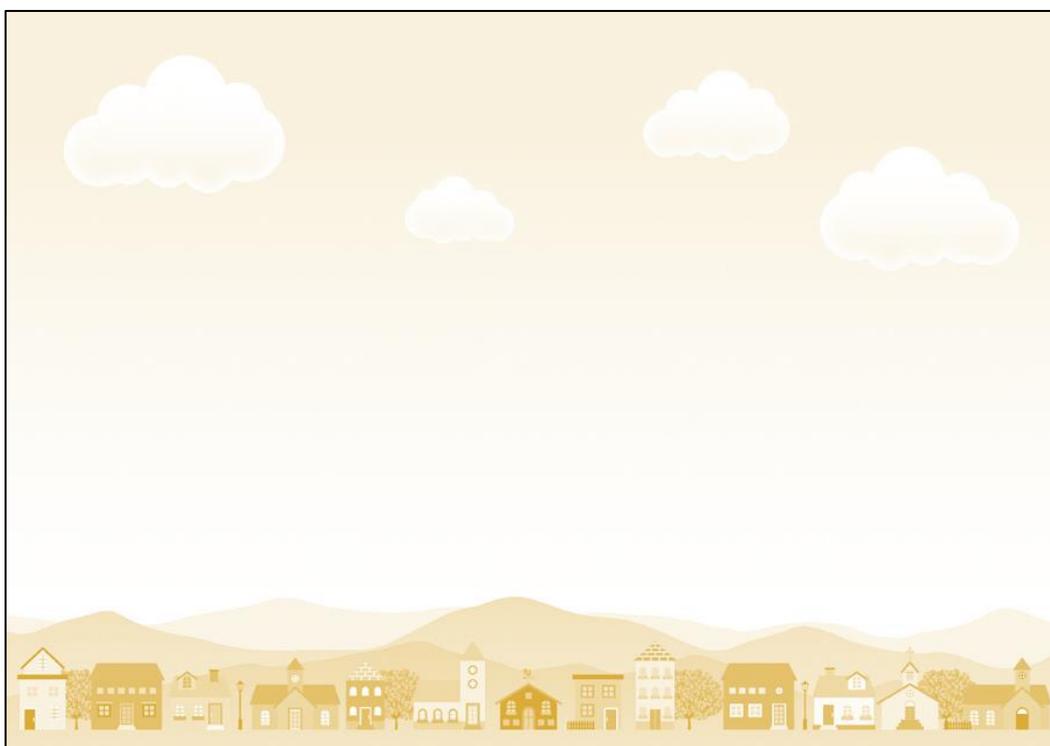


# みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

## (変更等承認申請書作成の手引き)



令和5年4月

みなかみ町 環境課 環境対策係

# 目 次

・表紙	
・もくじ	
・ 1. 事業の主旨（共通）	1
・ 2. 補助対象者（共通）	1
・ 3. 補助対象にならない場合（共通）	1
・ 4. 補助要件及び補助金額について（共通）	2
・ 5. 変更等承認申請の受付について	4
・ 6. 変更等承認申請書類について	4
・ 7. 補助対象設備の併用について（共通）	4
・ 8. 申請方法及び添付書類などについて（申請手続の流れ）（共通）	6
・ 9. 補助金額の確定及び振込の時期（共通）	9
・ 10. 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合（共通）	9
・ 11. 変更等承認申請書の記入例について	9
・ 12. 変更等承認申請書の作成（セルフチェックシート）	
太陽光発電設備（補助金の要件は別表1表内明記）	10
高効率給湯器設備（補助金の要件は別表1）表内明記	11
別表2 変更等承認申請書の添付書類作成例（参考）	13
・ 13. 申請に関する様式集	14
・ 14. 問合せ先	15

※（共通）とは、別冊の「申請書作成の手引き」「実績報告書作成の手引き」にも同様の内容が掲載されている情報です。

# みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金の手引き

## <トピックス>

令和5年3月1日より本補助金交付申請において、「年度末の3月末日までに工事を完了させなければいけない」という申請要件が見直されました。3月末日以降に工事完了日が設定される申請案件については、「4月1日付けで申請書類を作成し、工事完了前に町長（環境課）まで申請してください。」なお、申請書提出前に工事が着工してしまうため、ご自身で必ず補助金交付要件を満たしていることを確認してから工事を開始してください。

## 1 事業の主旨

【住宅用太陽光発電設備】【高効率給湯器設備】を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助することにより、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減を図り、地球温暖化防止対策の推進及び新エネルギーの普及を図ります。

## 2 補助対象者

- (1) 町内の自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅も可)に設置する方及び補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する方。  
※但し建売住宅は居住実績がないものに限る。
- (2) 町民である方又は町民となることが確実であると認められる方。  
※町民とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている方をいいます。
- (3) 世帯の全員に町税等の滞納がない方。
- (4) 過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。  
※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能又はその逆も可能。

## 3 補助対象とならない場合

次のいずれかに1つでも該当する場合は補助金の対象となりません。

### (1) 補助対象とならない申請者

- ① 過去において本町から同じ内容の補助金を受けた方。  
※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能又はその逆も可能。
- ② 町民でない方又は町民となることが確実でない方。  
※申請時に町民でなくても、実績報告時までに設備を設置する町内の住宅に居住し住民登録が済んでいれば補助金を受けることは可能。
- ③ 法人及び個人事業者。
- ④ 世帯員のいずれかに町税等の滞納がある方。
- ⑤ 補助対象設備が設置された居住実績のある建売住宅(中古住宅)を購入された方。

### (2) 補助対象とならない設備【太陽光発電設備・高効率給湯器】

- ① 太陽光発電設備の増設。 ※過去に電力受給を開始した設備に対して増設する設備。
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット以上となる設備。  
※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合も補助対象とならない。

- ③ 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット未満の小規模の設備。
- ④ 移設した設備。 ※他の場所から現在の場所に移設置した設備。
- ⑤ 日本工業規格等で認められていない設備。
- ⑥ 集会所等、申請者本人が居住していない建物に設置する設備。
- ⑦ 申請者自ら居住せず、賃貸・販売等営利目的で住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑧ 別荘など一時的に使用する住宅に住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑨ 申請者自ら居住する住宅に電力供給及び給湯を目的する以外で、住宅用太陽光発電設備又は高効率給湯器を設置する場合。
- ⑩ いわゆる「屋根貸し」等に該当する固定価格買取制度(全量買取制度)の適用を受ける設備。

### (3) 補助対象とならない各種契約形態

- ① 補助金申請者、工事契約者、代金支払者、電力受給契約者が、全てが同一の個人でない場合。
- ② 法人及び個人事業者が工事契約し代金支払又は電力受給契約をする場合。
- ③ 自己契約の場合。 ※申請者自身が申請者自身と工事契約し代金支払いをする契約。

## 4 補助要件及び補助金額について

### (1) 太陽光発電設備

- ① 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。
- ② 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。
- ③ 太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。  
※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合も補助対象とならない。
- ④ 日本工業規格等で認められているもの。
- ⑤ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】** 太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。)に2万5,000円を乗じた額(千円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額)とする。ただし補助金の上限は10万円とする。

### (2) 太陽熱温水器(高効率給湯器)

- ① 太陽光に含まれる赤外線熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型又は分離型のもの。
- ② リース品の設置は対象外とし、購入したものを設置する場合に限る。
- ③ 水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。
- ④ ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。
- ⑤ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】** 自然循環式 1家庭1台 20,000円  
強制循環式 1家庭1台 40,000円

### (3) エコキュート(高効率給湯器)

- ① ヒートポンプ方式でCO<sub>2</sub>冷媒を使用していること。
- ② 年間給湯効率(社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007Rに基づく指標)が3.0以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、2.7以上であること。日本工業規格であるJISC9220(以下「JIS」とする。)の性能表示しかない機種につい

ては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(J I S)が2.8以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(J I S)が2.9以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(J I S)が2.4以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率(J I S)が2.5以上であること。

③ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

#### (4) エコジョーズ又はエコフィール(高効率給湯器)

- ① 潜熱を回収するための熱交換器を備え、従来捨てていた排気ガス中の熱を利用し熱交換率を高めたもの。
- ② 給湯効率が90%以上であること。
- ③ 定格給湯能力が60号以下であること。
- ④ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 20,000円**

#### (5) エコウィル(高効率給湯器)

- ① ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を目的とした家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② ガスエンジンユニットは、小出力発電設備(10キロワット未満)で発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ③ 貯湯ユニットは、(社)日本水道協会品質認証センターの給水器具(湯桶器等)の認証登録又は(財)日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録があること。
- ④ 貯湯ユニットは、ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が90リットル以上であること。
- ⑤ 貯湯槽には対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱の流入がないこと。
- ⑥ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

#### (6) エネファーム(高効率給湯器)

- ① 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されており、燃料から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する家庭用コージェネレーションシステムであること。
- ② 燃料電池ユニットの発電能力が、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットであり、熱出力温度(燃料電池ユニット部出口における温水温度)が50℃以上であること。
- ③ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つものであること。
- ④ 定格運転時における総合効率が低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ⑤ 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
- ⑥ 未使用品であるもの。

**【補助金の額】 1家庭1台 40,000円**

## (7) ハイブリッド給湯器(高効率給湯器)

- ① ヒートポンプ方式とガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。
- ② ヒートポンプは自然冷媒を使用していること。
- ③ ガス熱源器は潜熱回収型で給湯効率が90%以上であること。
- ④ 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

## 5 変更等承認申請の受付について

- (1) 補助金交付事業の決定を受けた後に、設置設備の変更や金額の変更、工期の変更、工事事業者の予算等が発生した場合は、速やかに変更等承認申請書を作成して環境課に提出してください。
- (2) 変更等承認申請書類の持参者が本人でない場合(代理業者等)は、工事内容を問い合わせる場合がありますので、名刺または氏名連絡先がわかるものを添付してください。
- (3) 必ず変更内容が補助金交付要件に合致しているか確認をしてください。変更後に要件を待たせなくなった場合は、申請自体を取り消す場合があります。
- (4) 変更等承認申請書類に不備があれば申請者へ連絡し必要書類の提出を求めます。

## 6 変更等承認申請書類について

番号	提出書類	様式有無	作成上の留意点
1	変更等承認申請書(様式第4号)	有	・申請書の記入漏れがないか・
2	変更する設置設備の仕様書	無	・変更する設備の仕様書の写しを添付してください。 ・変更内容が補助金交付要件を満たしているか。
3	その他書類	無	・金額や工期、業者の変更等は見積書の写し又は契約書の写し、工事明細書など変更点が明確にできる書類を添付してください。

## 7 補助対象設備の併用について

### (1) 併用可能な場合

太陽光発電設備と高効率給湯器の併用申請は可能です。併用が可能な例として、次の組み合わせが挙げられます。

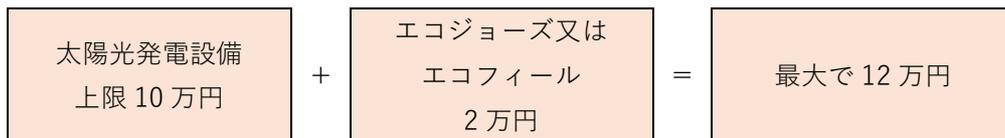
○太陽光発電設備+太陽熱温水器の設置=併用可能

太陽光発電設備 上限10万円	+	太陽熱温水器 2万円又は4万円	=	最大で12万円 又は14万円
-------------------	---	--------------------	---	-------------------

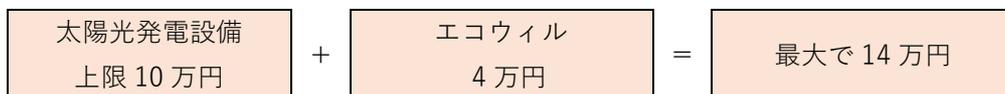
○太陽光発電設備+エコキュートの設置=併用可能

太陽光発電設備 上限10万円	+	エコキュート 4万円	=	最大で14万円
-------------------	---	---------------	---	---------

○太陽光発電設備 + エコジョーズ又はエコフィールの設置 = **併用可能**



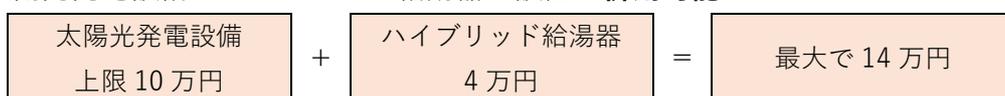
○太陽光発電設備 + エコウィルの設置 = **併用可能**



○太陽光発電設備 + エネファームの設置 = **併用可能**



○太陽光発電設備 + ハイブリッド給湯器の設置 = **併用可能**



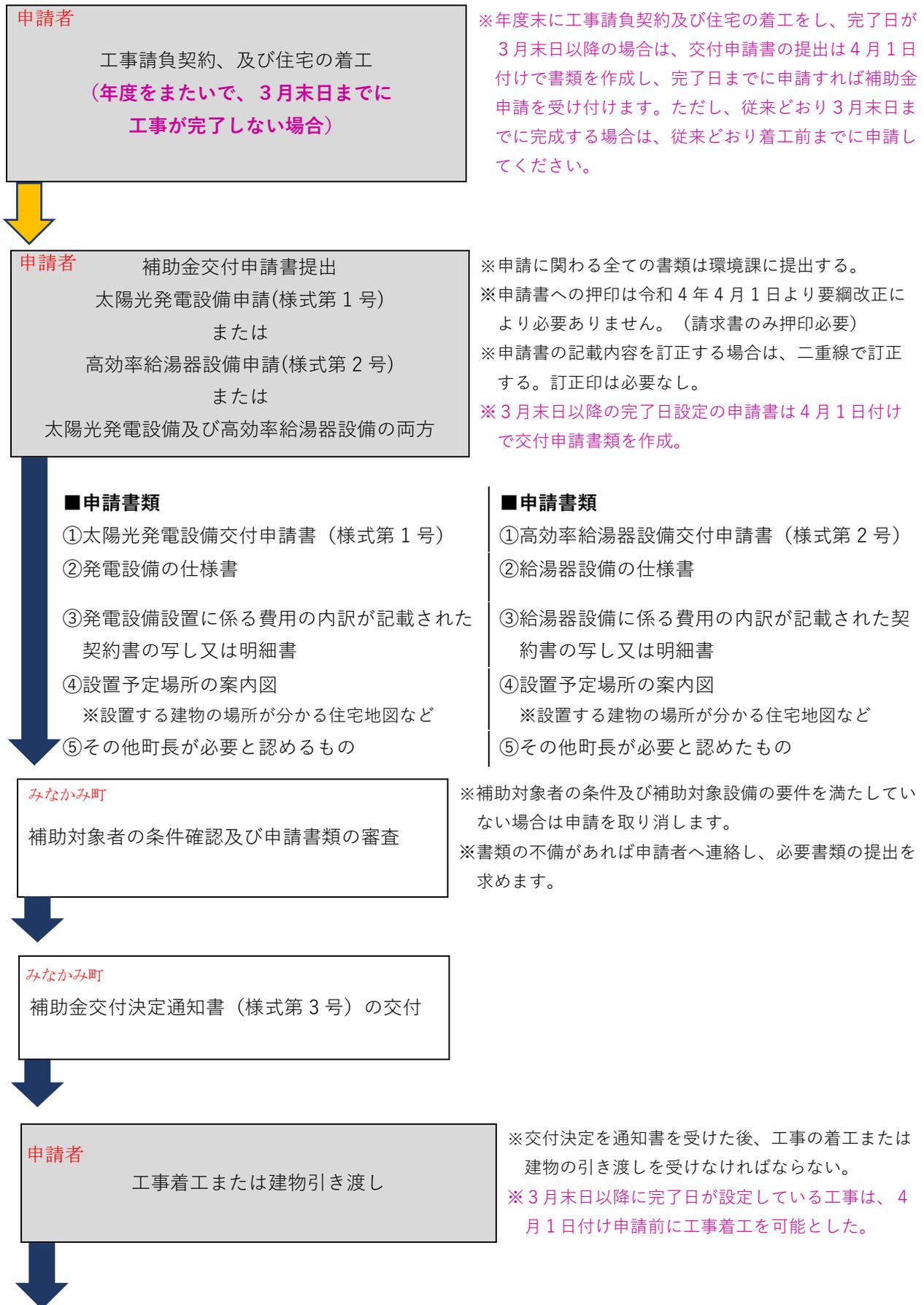
## (2) 併用不可能な場合

高効率給湯器同士の併用申請は不可能です。併用が不可能な例として、次のような組み合わせが挙げられます。

- 太陽熱温水器 + エコキュート = **併用不可能**
- 太陽熱温水器 + エコジョーズ又はエコフィール = **併用不可能**
- 太陽熱温水器 + エコウィル = **併用不可能**
- 太陽熱温水器 + エネファーム = **併用不可能**
- 太陽熱温水器 + ハイブリッド給湯器 = **併用不可能**
- エコキュート + エコジョーズ又はエコフィール = **併用不可能**
- エコキュート + エコウィル = **併用不可能**
- エコキュート + エネファーム = **併用不可能**
- エコキュート + ハイブリッド給湯器 = **併用不可能**
- エコジョーズ又はエコフィール + エコウィル = **併用不可能**
- エコジョーズ又はエコフィール + エネファーム = **併用不可能**
- エコジョーズ又はエコフィール + ハイブリッド給湯器 = **併用不可能**
- エコウィル + エネファーム = **併用不可能**
- エコウィル + ハイブリッド給湯器 = **併用不可能**
- エネファーム + ハイブリッド給湯器 = **併用不可能**

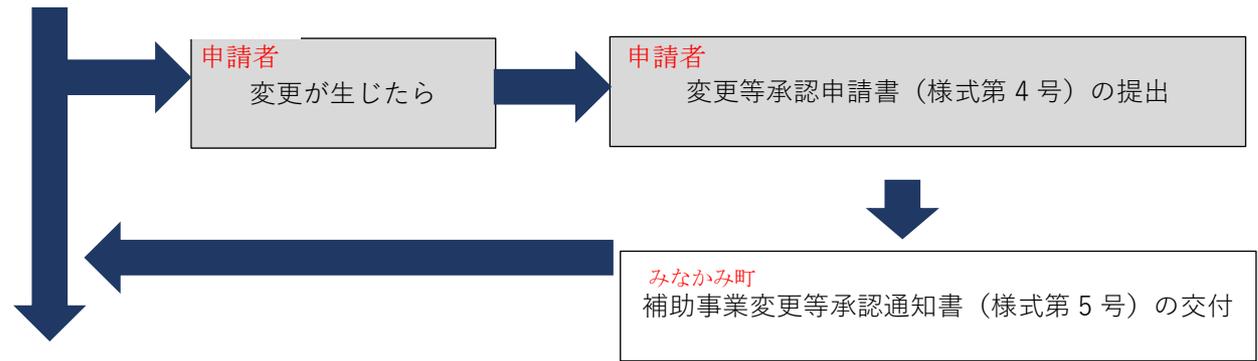


## 8 申請方法及び添付書類などについて（申請手続の流れ）



次ページへ

前ページから



**申請者**  
工事完成または建物引き渡し

※工事は交付決定日から既築建物では3ヶ月以内、新築建物では6ヶ月以内に完成させること。  
※建売住宅の場合は、交付決定日から3ヶ月以内に引き渡しを受けること。

**申請者**  
実績報告書提出  
太陽光発電設備実績報告書(様式第6号)  
または  
高効率給湯器設備実績報告書(様式第7号)  
または  
太陽光発電設備及び高効率給湯器設備の両方

※実績報告書は補助事業が完了した日から30日以内売住宅の場合は、交付決定日から3ヶ月以内に提出すること。  
※郵送での提出を可能とする。

■添付書類

◎太陽光発電設備実績報告書（様式第6号）

①補助事業の実施状況を示す写真

※カラー写真及びカラー印刷

i 太陽電池モジュールが搭載された建物の全景写真。

※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。

※居住する住宅以外に太陽電池モジュールを設置した場合、居住する住宅の写真も併せて提出すること。

ii 設置された太陽電池モジュール全ての枚数が明確に確認できる写真

※太陽電池モジュールの写真が複数枚となる場合、お互いの写真の位置関係がわかること。

※屋根形状によって、いくつもの面に太陽電池モジュールを設置した場合、それら全ての面を撮影すること

※設置面や建物の都合上、太陽電池モジュールの全枚数の写真撮影が不可能な場合、太陽電池の割付図も添付すること。

■添付書類

◎高効率給湯器設備実績報告書（様式第7号）

①補助事業の実施状況を示す写真

※カラー写真及びカラー印刷

i 給湯器が設置された建物の全景写真。

※外観から給湯器の設置が確認できるもの。

ii 設置された給湯器の全景写真

iii 設置された給湯器のメーカー名及び品名

及び型式番号等が明確に確認できる写真。

②補助事業の実施に係る領収書の写し

※高効率給湯器の設置費用とわかるもの。

③その他町長が必要と認めたもの

次ページへ

前ページから

- iii 設置されたパワーコンディショナの写真  
※全景及びメーカー名及び品名及び型式番号及び定格出力等が明確に確認できるもの。
- ②補助事業の実施に係る領収書の写し  
※太陽光発電設備の設置費用が分かるもの。
- ③電力会社との受給契約書の写しまたは受給契約申込書の写し。  
※ただし、受給契約申込書の写しは、申請者本人が申込をし、受付番号等が明記され電力会社が承諾したことが確認できるもの。
- ④電力会社が発行する検針票（購入電力量のお知らせ）の写し。  
※ただし、受給契約者の写しが提出できる場合は省略できる。
- ⑤竣工検査の試験記録書の写し  
※メーカーが発行する出力対比表の写しでも可。
- ⑥その他町長が必要と認めるもの。

みなかみ町

実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査

※補助対象者の条件及び補助対象設備の要件を満たしていない場合は申請を取り消す。  
※書類の不備があれば、申請者へ連絡し必要書類の提出を求める。

みなかみ町

補助金交付確定通知書（様式第 8 号）の交付

※実績報告書の審査等を行い、不備が無ければ概ね 14 日以内に「補助金交付確定通知書」を送付する。

申請者

補助金交付請求書（様式第 9 号）の提出

※補助金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人は間違いの無いように確認をすること。  
※補助金交付請求書は実績報告書と同時に提出しても構いません。  
※郵送での提出を可能とする。

みなかみ町

補助金の支払（金融機関への口座振込）

※補助金の振込は「補助金交付確定通知書」の送付後、概ね 14 日以内。なお、振込人は「ミナカミマチカイケイカンリシヤ」。

## 9 補助金額の確定及び振込の時期

- (1) 提出された実績報告書類の審査を行い、不備などがなければ概ね14日以内に交付の可否、金額、条件などを決定して「補助金交付確定通知書(様式第8号)」を送付します。
- (2) 補助金の振り込みは、「補助金交付確定通知書(様式第8号)」の送付後、概ね14日以内を目安に振り込みをいたしますので入金確認を行ってください。なお、振込人名は「ミナカミマチカイケイカンリシヤ」です。

## 10 補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

- (1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) みなかみ町補助金等に関する規則、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱の内容などの条件に違反したとき。

## 11 変更等承認申請書の記入例について

### ■様式第4号(第9条関係) 太陽光発電設備設置補助金変更等承認申請書記入例

様式第4号(第9条関係)	記入例
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
みなかみ町長 様	
(申請者) 住 所	みなかみ町後閑318
氏 名	みなかみ 太郎
電話番号	62-2111
変更等承認申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け(指令番号)み水指令第〇〇〇〇〇号で交付決定された事業について、設置計画の変更(中止)をしたいので、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。	
変更等の内容	変更・中止 (いずれかに○)
	変更の場合
	【変更前】
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(※注1)
	【変更後】
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(※注1)
	※注1 変更内容の詳細を記入すること。
【変更・中止の理由】	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(※注2)	
※注2 具体的な理由を記入すること。	
※ 変更の内容が確認できる書類を添付してください。	
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

## 1 2 変更等承認申請書の作成（セルフチェックシート）

■太陽光発電設備設備補助金変更等承認申請書類セルフチェックシート（別表1はシート内に表示）

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金			
【太陽光発電設備】変更申請書類（申請者）セルフチェックシート			
番 号	提 出 書 類	注 意 事 項	チ ェ ッ ク
1	変更等承認申請書（様式第4号）	記入漏れがないか。	
2	発電設備仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の写しを添付。</li> <li>・変更する内容が補助金交付要件を満たしているか。</li> </ul>	
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額や工期、業者の変更等は見積書の写し又は契約書の写し、工事明細書など変更点が明確にできる書類を添付してください。</li> </ul>	
事務連絡			

---

別表 1

○太陽光発電設備

**【要件】**

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。
- (2) 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。
- (3) 太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。  
(パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。)
- (4) 日本工業規格等で認められているもの。
- (5) 未使用品であるもの。

**【補助金の額】**

設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に2万5,000円を乗じて得た額（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の上限は10万円とする。

■高効率給湯器設備設備補助金変更等承認申請書類セルフチェックシート（別表1はシート内に表示）

○みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金

【高効率給湯器設備】変更申請書類（申請者）セルフチェックシート

番号	提出書類	注意事項	チェック
1	変更等承認申請書（様式第4号）	記入漏れがないか。	
2	給湯器仕様書	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の写しを添付。</li> <li>変更する内容が補助金交付要件を満たしているか。</li> </ul>	
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額や工期、業者の変更等は見積書の写し又は契約書の写し、工事明細書など変更点が明確にできる書類を添付してください。</li> </ul>	
事務連絡			

別表1

○高効率給湯器（太陽熱温水器）

【要件】

- 太陽光に含まれる赤外線を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型または分離型のもの。
- リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。
- 水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。
- ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。
- 未使用品であるもの。

【補助金の額】	自然循環式	1家庭1台	20,000円
	強制循環式	1家庭1台	40,000円

○高効率給湯器（エコキュート）

【要件】

- ヒートポンプ方式でCO<sub>2</sub>冷媒を使用していること。
- 年間給湯効率（社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007Rに基づく指標）が3.0以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、2.7以上であること。日本工業規格であるJIS C9220（以下「JIS」とする。）の性能表示しかない機種については、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.8以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が2.9以上であること。ただし、寒冷地若しくは塩害地向け機種、2缶タイプ、内蔵缶体角型1缶タイプ、貯湯容量200リットル以下の小容量タイプ、多機能タイプについては、風呂保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.4以上であること。風呂保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が2.5以上であること。

- 未使用品であるもの。

【補助金の額】	1家庭1台	40,000円
---------	-------	---------

<裏面に続く>

#### ○高効率給湯器（エコジョーズ又はエコフィール）

##### 【要件】

- (1) 都市ガス又はL Pガス又は灯油を燃料とするものであること。
- (2) 潜熱を回収するための熱交換器を備え、従来捨てていた排気ガス中の熱を利用し熱交換率を高めたもの。
- (3) 給湯効率が90%以上であること。
- (4) 定格給湯能力が60号以下であること。
- (5) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 20,000円

#### ○高効率給湯器（エコウィル）

##### 【要件】

- (1) 都市ガス又はL Pガスを燃料とするものであること。
- (2) ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されている熱の供給を目的とした家庭用コージェネレーションシステムであること。
- (3) ガスエンジンユニットは、小出力発電設備（10キロワット未満）で発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
- (4) 貯湯ユニットは、社団法人日本水道協会品質認証センターの給水器具（湯沸器等）の認証登録又は財団法人日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録があること。
- (5) 貯湯ユニットは、ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が90リットル以上であること。
- (6) 貯湯槽には対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱の流入がないこと。
- (7) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

#### ○高効率給湯器（エネファーム）

##### 【要件】

- (1) 都市ガス又はL Pガス又は灯油を燃料とするものであること。
- (2) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されており、燃料から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する家庭用コージェネレーションシステムであること。
- (3) 燃料電池ユニットの発電能力が、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットであり、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）が50℃以上であること。
- (4) 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つものであること。
- (5) 定格運転時における総合効率が低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
- (6) 貯湯容量50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。
- (7) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

#### ○高効率給湯器（ハイブリッド給湯器）

##### 【要件】

- (1) ヒートポンプ方式とガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。
- (2) ヒートポンプは自然冷媒を使用していること。
- (3) ガス熱源器は潜熱回収型で給湯効率が90%以上であること。
- (4) 未使用品であるもの。

【補助金の額】 1家庭1台 40,000円

## ■別表 2

### ■変更等承認申請書の添付書類作成例（参考）

#### 【1. 変更等承認申請書（様式第4号）の作成例】

様式第4号（第9条関係）		記入例	
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
みなかみ町長 様			
(申請者) 住 所 みなかみ町後閑318 氏 名 みなかみ 太郎 電話番号 62-2111			
変更等承認申請書			
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け（指令番号）み水指令第〇〇〇〇〇号で交付決定された事業について、設置計画の変更（中止）をしたいので、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。			
変更等の内容	変更・中止（いずれかに○）		
	変更の場合		
	【変更前】	【変更後】	
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 (※注1)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 (※注1)	
※注1 変更内容の詳細を記入すること。			
【変更・中止の理由】			
〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 (※注2)			
※注2 具体的な理由を記入すること。			
※ 変更の内容が確認できる書類を添付してください。			
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			

※工期、金額、設置設備などの変更が生じた場合は、「変更等承認申請書」を作成してください。

記入方法については、上記を参考にして変更内容を分かりやすく記入してください。

#### 【2. 変更内容についての添付書類】

変更点について、以下の場合の作成添付書類を準備してください。

※設置設備の変更・・・仕様書の写しを添付してください。

※金額の変更・・・変更後の見積書又は契約書の写し。見積書又は契約書の再発行ができない場合は、工事明細書を作成してください。（不明な点は申請書作成手引きを参照。）

※工期の変更・・・工期の変更については、補助事業の契約書の写しを添付してください。補助事業の契約書が作成できない場合は、上記の「変更等承認申請書」に工期を明記してください。

### 13 申請に関する様式集

#### ■様式第4号（第9条関係）変更等承認申請書

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

#### 変更等承認申請書

年 月 日付け（指令番号） で交付決定された事業について、設置計画の変更（中止）をしたいので、みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

変更等の内容	変 更 ・ 中 止 (いずれかに○)	
	変更の場合	
	【変更前】	【変更後】
【変更・中止の理由】		

※ 変更の内容が確認できる書類を添付してください。

(備考) 用紙の大きさは、**日本工業規格A4**とすること。



## **1 4 問い合わせ先**

みなかみ町役場 環境課 環境対策係  
〒379-1414 利根郡みなかみ町布施2806番地1  
(奥利根アメニティパーク内)  
電 話 0278-64-1168(直通)  
F A X 0278-64-1097  
メール [office-kankyo@town.minakami.gunma.jp](mailto:office-kankyo@town.minakami.gunma.jp)